

会員へおしらせ

広島土砂災害被災者に対する義援金のお願い

平成26年9月

会員各位

一般社団法人 広島県医師会
会長 平松 恵一

8月20日未明に発生した広島土砂災害は、安佐北区・安佐南区に甚大な被害をもたらし、現在も被災地では懸命の捜索活動が続いています。多くの方が亡くなり、全損壊した家屋も多いことから避難も長期化することが予想されます。

このたび広島県医師会では、被災者支援等に供するため、会員の先生方へ義援金のお願いをすることといたしました。

つきましては、下記の要領にて義援金を募らせていただきますので、標記の趣旨にご賛同いただける場合は、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

義援金の送付方法は、下記のとおりです。

記

1 義援金受付

銀行名 : 広島銀行 本店営業部
口座番号 : 普通預金 3985998
口座名 : 一般社団法人広島県医師会 義援金 理事 水野正晴
(シャ)ヒロシマケンイシカイ ギエンキン)

※ 広島銀行の本支店でしたら手数料はかかりません。お手数ですが窓口で手続きをお願いいたします。

2 受付期間 平成26年9月1日～平成26年10月31日

3 義援金の取扱い

日本赤十字社広島県支部を通じて被災者のために使われます。

広島土砂災害被災者義援金に係る税務上の取り扱いについて

平成26年9月

会員各位

一般社団法人広島県医師会
経理担当理事 水野正晴

平成26年8月付「広島土砂災害被災者に対する義援金のお願い」にて呼びかけをいたしました標記義援金に係る税務上の取り扱いについて、当該義援金は広島県医師会を通じて、日本赤十字社へ拠出いたしますので、税法上の取り扱いは以下のとおりです。

1. 個人の方が義援金を寄付した場合

「特定寄付金」に該当し、寄付金控除（所得控除）の対象となります。

（その年中に支出した特定寄付金の額の合計額）-2千円=寄付金控除額

（注） 特定寄付金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

確定申告にあたっては振込票の控えが必要となります。

2. 法人が義援金を寄付した場合

「国等に対する寄付金」に該当し、その全額が損金に算入されます。

[関係法令通達等]

所得税法第78条第1項、第2項

所得税基本通達78-5

法人税法第37条第3項、第4項

法人税法施行令第77条、第77条の2

法人税基本通達9-4-6

詳しい内容につきましては、最寄りの税務署にご相談下さい。